

宅地建物取引士証再交付申請手続案内

宅地建物取引士証の交付を受けているものが、亡失、滅失、汚損又は破損した場合に、宅地建物取引士証の再交付を申請することができます。

1 申請方法

必要書類を揃え、本人が（公社）茨城県宅地建物取引業協会又は（公社）全日本不動産協会茨城県本部に申請してください。

宅地建物取引士証は、申請から**3週間程度経過後**に郵送又は申請先窓口での交付となります。即日交付ではございませんので、ご注意ください。

2 申請に必要なもの

必要書類	説明
宅地建物取引士証再交付申請書 (様式第七号の五)	
顔写真 1枚	カラー、縦3cm、横2.4cm、無背景、正面、無帽、上半身、撮影後6か月以内のもの
申請手数料 4,500円	茨城県収入証紙を貼付してください。
念書 ※亡失した際に必要です。	屋外で亡失した場合は、警察署へ遺失物の届出を行い、遺失物届出受理番号を念書に記載してください。
所有している宅地建物取引士証 ※汚損又は破損した際に必要です。	
本人確認書類 ※郵送で申請する際に必要です。	下記の写しを提出してください。 1つでよいもの…運転免許証、パスポート、 個人番号（マイナンバー）カード 2つ必要なもの…健康保険証、年金手帳、 印鑑登録証明書など
宅地建物取引士証郵送用の定型封筒 ※宅地建物取引士証を郵送により受領を希望する方は必要です。	簡易書留郵便料金分（460円）の切手を貼付し、申請者が登録している住所、氏名を宛先として記入してください。

3 申請先

（公社）茨城県宅地建物取引業協会	〒310-0066 茨城県水戸市金町3-1-3 茨城県不動産会館 TEL：029-225-5300
（公社）全日本不動産協会茨城県本部	〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4階 TEL：029-244-2417